

平成 17 年 12 月 5 日

各 位

会 社 名 アセット・インベスターズ株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 若 山 健 彦  
 (コード番号 3121 大証 2 部・福証)  
 問合せ先 総務部部長 渡 邊 政 秀  
 (TEL 052-781-6301)

## 2010 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行条件の決定に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 12 月 5 日開催の取締役会において決議いたしました 2010 年 12 月 22 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といい、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行に関し、発行条件について決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本新株予約権に関する事項

- (1) 本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額 本社債の発行価額と同額とする。  
 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき当社普通株式 1 株当りの額（以下「転換価額」という。） 当初 413 円  
 (参考) 決定日（平成 17 年 12 月 5 日）における株価等の状況  
 イ. 株式会社大阪証券取引所における終値 384 円  
 ロ. アップ率  $\left[ \left( \frac{\text{転換価額}}{\text{株価（終値）}} - 1 \right) \times 100 \right]$  7.55%
- (2) 新株の発行価額中の資本組入額 1 株につき 207 円※  
 ※本新株予約権 1 個が上記転換価額に  
 おいて行使された場合の資本組入額

#### 2. 本新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また本新株予約権の理論的価値と、本社債に利息を付さないこと、発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的な価値とを勘案して、本新株予約権の発行価額を無償とした。また、本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は、投資家の需要状況及びその他の市場動向等を勘案し、2005 年 12 月 5 日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 7.55% 上回る額とした。

ご注意：この文書は、当社が 2010 年 12 月 22 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

(ご参考) 2010年12月22日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の概要

- |   |  |
|---|--|
| (1) 本 社 債 の<br>発 行 総 額                              | 5,000,000,000 円  |
| (2) 発 行 決 議 日                                       | 2005 年 12 月 5 日  |
| (3) 申 込 期 間   | 2005 年 12 月 6 日午前 8 時 (日本時間) まで。   |
| (4) 払 込 期 日 及 び<br>発 行 日                            | 2005 年 12 月 22 日 (ロンドン時間)  |
| (5) 本新株予約権の<br>行 使 請 求 期 間                          | 2006 年 1 月 5 日 (ルクセンブルグ時間) から 2010 年 12 月 8 日の<br>本新株予約権の行使のために本新株予約権付社債が預託された場所<br>の銀行営業終了時までとする。但し、2010 年 12 月 8 日までに本社<br>債の社債要項に定める事由の発生に基づき当社の選択によって本新<br>株予約権付社債が繰上償還された場合には、当該償還日の東京にお<br>ける 3 営業日前の上記の場所の銀行営業終了時までとする。但し、<br>当社が当該償還日に本社債全額の償還を行えない場合又は本新株予<br>約権付社債の所持人が債務不履行事由が発生したことを理由として<br>当社に対して本新株予約権付社債について期限の利益を喪失せしめ<br>る旨の通知をした場合には、本新株予約権の行使請求期間は、期限<br>が到来した本社債の元本金額全額を本新株予約権付社債の所持人が<br>受領した日 (2010 年 12 月 8 日より前の日であることを要する。) に<br>終了する。 |
| (6) 償 還 期 限   | 2010 年 12 月 22 日 (ロンドン時間)  |
| (7) 本新株予約権が<br>行使された場合<br>に交付すべき当<br>社の普通株式の<br>総 数 | 当初 12,106,537 株を上限とする。   |

以 上

ご注意：この文書は、当社が 2010 年 12 月 22 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。